

財団法人連合総合生活開発研究所

寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人連合総合生活開発研究所と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区飯田橋1丁目3番2号に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、内外の経済・社会・産業・労働問題に関し調査・研究し、その成果に基づき国民的視点に立った政策の提言を行い、もって、勤労者とその家族の生活の総合的向上、我が国経済の健全な発展及び雇用の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済・社会・産業・労働問題に関する調査・研究
- (2) 前号の調査・研究に基づく国民的視点に立った政策提言
- (3) 経済・社会・産業・労働問題に関する調査・研究の受託
- (4) 経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム等の開催
- (5) 経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集及び提供
- (6) 前各号に関する図書、紙誌等の刊行
- (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費の納入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2. 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入など安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむ

を得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、内閣総理大臣、厚生大臣、通商産業大臣及び労働大臣（以下「主務大臣」という。）承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会

の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収支支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3か月以

内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(収支差益の処分)

第13条 本財団の収支決算に差額が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第14条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本財団の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本財団に次の役員を置く。

理事 15人以上25人以内

監事 2人以上3人以内

2. 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長、一人を専務理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第19条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して本財団の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 専務理事は、理事会の議決に基づき、本財団の常務を処理する。

4. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5. 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産及び会計を処理すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、又はこれを召集すること。

(任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2.役員には費用を弁償することができる。

3.前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2.監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要な事項を議決し、
執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2.通常理事会は、毎年2回開催する。

3.臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求をしたとき。

(3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第26条 理事会は、理事長が召集する。

2.理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3.理事会を召集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第25条第3項第3号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは出席理事の互選により議長を定める。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の理事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。

3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第28条及び前条第1項の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

らな

(1) 日時及び場所

(2) 現在の理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決着及び表決の委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が書名、捺印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本財団に評議員15人以上30人以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3. 評議員には、第20条、第21条並びに第22条第2項及び第3項の規定を準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるものは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、理事長が召集する。

3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5. 評議員会には、第26条第3項及び第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、

これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第34条 本財団には、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与に関する事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 本財団の趣旨に賛同し、会費を納入するものを賛助会員とする。

2. 賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会で定める。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2.事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3.事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会に議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 本財団の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本財団が解散のとき有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て、本財団の類似の目的を有

する団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事
理事長が別に定める。

附則

- 1.この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2.本財団の設立当初の役員は、第18条第2項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、
その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、昭和65年9月30日までとする。
- 3.本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4.本財団の設立初年度の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年9
月30日までとする。
- 5.(第1次変更)
この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
- 6.(第2次変更)
この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
- 7.(第3次変更)
この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
- 8.(第4次変更)
この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
- 9.(第5次変更)
この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

第1次変更 認可日 1990年2月28日

内容（住所変更 東京都港区三田3丁目1番9号

→東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号)

第2次変更 認可日 1990年8月29日

内容(理事会開催回数4回→2回)

第3次変更 認可日 1992年10月30日

内容(住所変更 東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号

→東京都中央区新川1丁目23番4号)

第4次変更 認可日 1996年7月4日

内容(住所変更 東京都中央区新川1丁目23番4号)

→東京都千代田区飯田橋1丁目3番2号)

(収支決算にかかわる計算書類名の変更 収支決算書→収支計算書)

第5次変更 認可日 1998年12月9日

内容(第5条(5)を(6)とし、同条(4)の次に次を加える。

(5) 賛助会費収入

「第7章」を「第8章」とし、「第9章」を「第10章」とし、「第10章」を「第11章」とし、第35条から第40条までを1条繰り下げ、第34条の次に以下を加える。

第7章 賛助金員

(賛助会員)

第35条 本財団の趣旨に賛同し、会費を納入するものを賛助会員とする。

2. 賛助会員及び賛助会費について必要な事項は、理事会で定める。

[HP 連合総研紹介へ戻る](#)